



犯罪被害給付制度のご案内



犯罪被害給付制度とは

H30.4.1以降に発生した犯罪行為の
被害者等の方へ

この制度は、故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

種類・受給資格・支給額

1 遺族給付金

亡くなられた方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹のうち、第一順位の遺族の方に、犯罪被害者の年齢や勤労による収入等に基づいた額が支給されます。

2 重傷病給付金

重傷病(療養1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病(PTSD等の精神疾患については、療養1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度))を負った本人に、3年間における、保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額が支給されます。

3 障害給付金

負傷又は疾病が治ったとき(症状が固定したときを含む)に身体の障害(障害等級第1級～第14級)が残った場合、本人に対して、等級に応じた額が支給されます。

留意事項

犯罪被害者にも原因がある場合や親族間犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の額とが調整されます。

申請期限

犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは申請できません。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請できなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に申請できます。

警察本部県民支援相談課被害者支援室又は申請者の住所を管轄する警察署にお問い合わせ下さい。

問合せ：警察本部県民支援相談課被害者支援室 TEL076-225-0110(内2164・2165)